

第19回軽米町議会定例会令和3年度軽米町一般会計補正予算等審査特別委員会

令和 3年 6月10日(木)

午前 9時57分 開 議

議 事 日 程

議案第 1号 軽米町手数料条例の一部を改正する条例

議案第 2号 町営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第 3号 令和3年度軽米町一般会計補正予算(第2号)

議案第 4号 令和3年度軽米町介護保険特別会計補正予算(第1号)

○出席委員（11名）

1番	上山	誠	君	2番	西館	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	館坂	久	人	君
7番	大村	税	君	8番	本田	秀	一	君	
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋	隆	君						

議長 松浦満雄君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君
総務課	総括課長	梅木	勝彦	君
総務課	企画担当課長	日山	一則	君
総務課	総務担当課長	吉岡	靖	君
会計管理者兼	税務会計課総括課長兼	福島	貴浩	君
税務会計課	課税担当課長	古館	寿徳	君
町民生活課	総括課長	松山	篤	君
町民生活課	総合窓口担当課長	橋本	邦子	君
町民生活課	町民生活担当課長	橋場	光雄	君
健康福祉課	総括課長	内城	良子	君
健康福祉課	福祉担当課長	小笠原	隆人	君
健康福祉課	健康づくり担当課長	角田	貴浩	君
産業振興課	総括課長	江刺家	雅弘	君
産業振興課	農政企画担当課長	竹澤	泰司	君
産業振興課	農林振興担当課長	鶴飼	靖紀	君
産業振興課	商工観光担当課長	小林	浩	君
地域整備課	総括課長	工藤	薫	君
地域整備課	環境整備担当課長	戸草内	和典	君
地域整備課	上下水道担当課長	中村	勇雄	君
再生可能エネルギー	推進室長	梅木	勝彦	君
水道事業	所長	工藤	薫	君
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君

教育委員会事務局総括次長
教育委員会事務局教育総務担当次長
教育委員会事務局生涯学習担当次長
選挙管理委員会事務局長
農業委員会事務局長
監査委員事務局長

大清水 一 敬 君
長 瀬 設 男 君
工 藤 祥 子 君
梅 木 勝 彦 君
江刺家 雅 弘 君
小 林 千鶴子 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 主 任 主 査
議 会 事 務 局 主 事 補

小 林 千鶴子 君
関 向 孝 行 君
小野家 佳 祐 君

◎開議の宣告

○委員長（大村 税君） ちょっと時間前ではございますが、全員そろいましたので、昨日に続き再開いたします。

（午前 9時57分）

○委員長（大村 税君） 昨日の特別委員会の中で提案がございまして、交流駅の現場調査をしたいというようなあれがありまして、皆さんにお諮りしたところ、現場調査をするということで話されたので、再開し、休憩をして現場調査をしたいということによろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 現場調査については、1時間以内ということでお願い申し上げたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） それでは、現場に行つての説明等あれば、担当課の方が随行するので、その現場での説明も受けるというような進め方でいきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

〔「委員長、午前中という日程で認識してよろしいですか」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 1時間の。

〔「いやいやいや、特別委員会」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 委員会の……

〔「時間は決められないんでないですか。だってあしたまでの日程なんだから。いつどうなるのか、それは審議次第でしょう」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） まず、できるだけスムーズな進め方をしてみたいと、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔「何とか午前中で終わればと思っていました」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） そのように努力はしてまいりますけれども、その点については進め具合のところでお許し願ひたいなど、このように思います。

○4番（中村正志君） 私は、12時過ぎても延ばしてほしくないのです。12時過ぎて、あと10分とか15分延ばしていても終わらせたいという考え方は今日はしてほしくない。なぜならば、私12時から1時までの間、ちょっと別な予定つくっていま

すので、そのところをご理解いただきたい。

○委員長（大村 税君） 12時で休憩して、長引くようであれば……。

〔「それは委員長に任せることだべ」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） それでは、よろしいですか。

〔「はい」「いや、ぜひお願いしたいと思います」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） そうか。

〔「時間が限られていますので」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 分かりました。まず、そのように進めてまいりたいと思います。それでは、休憩いたします。

午前10時01分 休憩

午前10時40分 再開

○委員長（大村 税君） それでは、引き続き再開いたします。

再開で総括質疑ということでございますが、その前に健康福祉課総括課長よりコロナのワクチン接種状況の説明をしたいという申出がございましたので許します。

健康福祉課総括課長、内城良子君。

○健康福祉課総括課長（内城良子君） 委員長の許可を得まして、説明させていただく時間を設けていただきまして、ありがとうございます。新型コロナワクチンのキャンセル対応の待機者の状況についてお知らせいたします。

議員の皆様からは、ワクチンの廃棄防止のための待機者へのご協力について大変ありがとうございます。キャンセル対応のために待機いただいている65歳以上の方は、今現在約80名ほどおります。ワクチン接種キャンセルの状況につきましては、ほとんどない状況となっております。待機いただいている方々につきましては、ワクチン接種の前倒しに伴いまして、キャンセル待ちではなく、日時を指定をしまして接種をいただくということで進めさせていただきたいと思います。

ワクチンの廃棄防止についてですけれども、昨日江刺家委員のほうからもご質問の中で私が回答しました施設職員が廃棄防止になるということで説明をさせていただきましたけれども、国の方針が緩和されました。新たに65歳未満の方々を待機者としていいということになりましたので、そのように未満の方々を待機者として対応していきたいと思います。待機となっていたいただいたお気持ちに大変感謝をいたします。ありがとうございます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） コロナワクチンの接種、大変お疲れさまでございます。かなり進み方も順調に進んでいるみたいですので。それで、コロナワクチンの接種に関しては、国、県で大体もう指令が来て、それに基づいてやっていると思いますので、あと臨機応変に対応して、町でもそれ以上の対応をすることができるのであれば、そういうふうな形で対応していけばいいと思います。本当に大変だと思いますけれども、頑張ってください。

○委員長（大村 税君） あとはないですね。

〔「休憩中でもよいです」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） では、休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時46分 再開

○委員長（大村 税君） では、再開いたします。

ご苦労さまでした。

◎総括質疑

○委員長（大村 税君） 昨日歳出の質疑は終わりましたが、これで議案第3号全体の中で、聞き逃した部分などありましたら再度質疑を受け付けたいと思います。議案第3号全体について質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 一般会計予算書の10ページにあります一般管理費の委託料、公共施設等総合管理計画改訂業務委託料657万8,000円というのがあります。これは、公共施設の総合管理計画というのが何年かに1回改訂されるのでしょうか。私たちが見ることができますか。これ、そしてまた委託料だから、どこかの業者に頼んでいるかと思うのですが、どういうところに頼んでいるのでしょうか。

○委員長（大村 税君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、公共施設等の長寿命化等を図るための管理計画につきまして、委託をして進めたいということで予算をお願いしているものでございます。計画ができますれば、皆さんにもお示しさせていただきますので、よろしくひとつお願いしたいと思っています。

○委員長（大村 税君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） すみません、ちょっと具体的によく分からなかったのですが、管理計画書とかというのがあるのですか。

○委員長（大村 税君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

- 総務課総括課長（梅木勝彦君） これから委託をして作成するということになります。
- 委員長（大村 税君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 公共施設等総合管理なので、私も一般質問しましたけれども、中央公民館とか、例えば図書館とか、こういう建物を有効に活用するという、そういうことなんかはそこに入るのでしょうか。
- [「委員長、すいません、マスクを外していただいて話してもらわなきゃ、ちょっと耳が悪いもんですから、聞こえないもんですから」と言う者あり]
- 委員長（大村 税君） もっとマイクに顔を寄せて質疑をお願いします。
- 3番（江刺家静子君） 公共施設の総合管理計画なので、公共施設の建物というのはいっぱいあると思うのですが、これ建物一つ一つについて管理計画というのがあるのではなくて、何か新しく買うのですか。
- 委員長（大村 税君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。
- 総務課総括課長（梅木勝彦君） 現在町の財産としてあります道路でありますとか建物でありますとか、そういったものの計画につきまして、どのようにして長寿命化を図っていくかという部分の計画を委託して作成するものです。
- 3番（江刺家静子君） どういう業者に。
- 総務課総括課長（梅木勝彦君） 設計業者というふうな感じの業者を考えているところであります。これから、予算が通れば進めてまいります。
- 委員長（大村 税君） 歳出全体についてありませんか。
- 山本委員。
- 10番（山本幸男君） 昨日の教育費について質問させていただきます。
- 昨日の説明では、軽米町では成人式をやるという方向で、様々コロナの状況を見ながら予算の対応をしているようですが、厳しいのではないかなと僕は思うわけです。もう少し柔軟な考え方で、将来的なことで決断したほうがいいのかと考えますが、次長でも教育長でもいいですが、説明願います。思いについて。
- 委員長（大村 税君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。
- 教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 成人式につきましては、昨年度は延期をして、今年、そしてあと今年度の対象者と併せて、2日続けて2年分、2回をやる予定で今準備を進めているところでございます。ご承知のとおり、全国から集まるということもありまして、その居住している届け、市町村等の方針とか、コロナ対策の方針とか、そういったものに対応していただきながら、参加ができる状況の方について案内をしたいというところでございます。こちらのほうとしましては、地域分けをして参集をさせるとか、そういったことは考えておりません。全国にい

ます対象者に対しては、状況を見て、参加できる状況の中で判断していただいと
いうことで、参加をお願いしたいと思っております。

それで、PCR検査のことにつきましては、それを受けてくるのが完全なもの
と捉えてはおりませんが、周りの、参加する人たちの、本人の人たちの安心という
部分で確認をしていただきながら、そういったこちらのほうに来て参加するという
ことのリスクもいろいろあるかと思いますが、そういったところをまず判断をい
ただいて、支障のない判断の下に参加をしていただくためにということで、PCR
の道具をお渡しをして、そしてまず検査をいただいて、ご自分が安心してまずこ
ちらのほうに参加できるということで来ていただくというようなことのご案内にし
たいと思っております。

○委員長（大村 税君） ただいま傍聴者の申出がありまして、許すことにしたいと思
いますが、よろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） では、傍聴席へどうぞ。

ありませんか。

○4番（中村正志君） 今のに関連していいですか、今の関連して。今の成人式のこと…
…

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 今の成人式の実施に関して、参加者は自己判断でという言い方さ
れていましたけれども、果たしてよろしいのでしょうか。もう少し主催者側として、
いいのだったら全国全ていいですよという判断すればいいのですけれども、各自で
自己判断して参加するというのには、はっきり言って例えば東京、関東周辺が今こ
れからどうなるか分からないのですけれども、今の状況でも自己判断であれば、逆
に言えば来る人は来るのではないですか。その辺もっと慎重に、主催者としての責
任をもう少し明確にして決めるべきではないのかなと。そのときそのときの状況に
もよると思いますから、だから例えば緊急事態が今もう解除されたら、全国誰でも
来てもいいですよと、主催者が責任を持ってPCR検査もやりますから、いいです
よというぐらいの気持ちではないと、町で主催してやる行事としてはちょっと無責
任なやり方に映るのですけれども。なぜならば、飲食店の関係の方々が、去年の話
ですけれども、成人式なんかやれば、ちょっと店も開けられないよというものの声
が非常に多かったのです。それは、町外から来る、東京のほうから、関東のほうか
ら来る人たちを店に入れることがちょっとできないということで、結構昨年はお盆
中に飲食店等がもう休みになったところ結構あったと思いますけれども、
今年はどうなるのか分からないのですけれども、やはり成人式の式典のときはいい
のですけれども、その後というふうな部分が非常に今までの各市町村の例を見ると、

何かそれでコロナが感染しているというふうな事例等もあるようですので、その辺をもう少し慎重に協議して、判断してやるべきではないのかなというふうに私は思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○委員長（大村 税君） ただいま傍聴者の申出がございましたので、許可いたします。よろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） それでは、教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 判断というところについては、最終的にはそちらのという形で、行き来をこちらで制限するということはできません。ただし、ご案内をする際には、その辺のところを十分に、極端なことを言いますと、こちらに来て宴会というか、飲んだりとか、そういったことを集まってやらないようにすることの制約だとか、そういったこちらに来るときにはほかの接触だとか、そういったのを十分避けていただくとか、あとは2週間前に帰省をしていただくとか、そういったところの対応とか、そういったのは検討しながらということで考えてはおります。ただ、今のところは、やる方向で進めております。終息がちょっとできないような状況、それからあと今は県北のほうではあまり落ちついてはおります、県南のほうはまだ出ておりますが、そういった状況も見て最終的には判断をすることになると思いますが、いずれ今のところ進める段階においては、2年間の分、去年延期した分と併せてということで、そして対象者も150人以内ということになりますが、そちらのほうにそれぞれ厳重に注意をして、安全管理対策を取っていただいた上で参加をいただくということでのお願いでご案内をしております。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 教育費のことなのですけれども、中央公民館でインターネットを使って何か行事をしたいときに、中央公民館はインターネットがつながらないように何か私もよく詳しくないのですが、Wi-Fiというのにつながっていないということなので、夏休みなんかも子供たちの勉強とかもあるかと思っておりますので、このWi-Fiというのつけていただいて、中央公民館でもインターネットを使えるようにしてほしいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（大村 税君） 教育委員会事務局総括次長、大清水一敬君。

○教育委員会事務局総括次長（大清水一敬君） 状況を見て、ちょっと検討してまいりたいと思います。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

中村委員。

○4番（中村正志君） 先ほどはコロナの状況下の中でも、成人式をやるということがあ

りましたが、関連してしまして、これから町として今の状況の中で、イベントも予定していることだと思うのですけれども、新聞等ではあちこちで秋まつりといひますか、お祭りが中止だとか縮小してやるとかという報道がなされております。軽米町では、この6月議会が終われば次は9月議会までちょっと時間が空くので、現在の中でどういう方向で今検討しているのか、秋まつりについて。夏まつりについては、何か商工会関係者の話によると中止だよというふうな話があったようですけれども、ただ花火大会はどうなるかまだ分からないと。そういう今後のイベント等について、どのような状況を予想しているのか教えていただきたいと。

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 中村委員のご質問にお答えいたします。

先ほど言われました夏まつりにつきましては、中止を決定したところでございます。秋まつりにつきましては、明日3時から秋まつりの実行委員会を予定しております。その前に、山車団との打合せを行いました。山車団との打合せの中で、いずれ八戸市が中止になったということで、八戸市からほとんどの山車団が山車を借りてきているということで、なかなか八戸市が中止になったということであれば、山車のほうは出せないというようなことでもございました。その中には、いずれ子供たちの練習日等もあって、やはり3密を避けてなかなか太鼓の練習だとか、そういうふうなものも非常に難しいということもあり、一番大きなのは八戸市が中止になったということで、山車団のほうでは今年度の秋まつりにつきましては山車のほうは出せないよというようなことでもございました。それらを秋まつり実行委員会のほうに報告いたしまして、最終的な判断は明日実行委員会のほうで決定する予定です。いずれ各イベントにつきましても、昨年は全て中止ということでしたので、いずれできる限りの感染対策、コロナウイルスの感染状況にもよりますけれども、今年につきましてはなるべく開催する方向でしたいという方向で全て考えております。今現時点で分かっているものにつきましては、以上でございます。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 教育費の関係の関連でお聞きしたいと思いますが、緊急事態宣言の蔓延の実施されている、いわゆる都市部の分の子供たちは、何かリモート学習を主にやっているみたいですが、軽米町でもタブレットが1人1台ずつ行くようなことになっていましたか。それで、軽米町も緊急事態宣言がなされていないですが、生徒がそれを応用できるような体制というか、それは練習といひますか、学習といひますか、そういうのはなされているのか、また見込みなのか、どのように進んでいるのか、お聞きしたいと思ひます。

○委員長（大村 税君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、長瀬設男君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（長瀬設男君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

昨年度からの繰越事業ということで、各学校にタブレットを生徒、それから教員に渡るように整備を進め、5月で完了しております。今先生の、使えるようにということで、研修を行ってございますので、直接まだ子供たちは触れるようなことにはなっておりませんが、今後進めていく段取り、スケジュールとなっております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） そうすれば、やはりこういうふうな時代というか、時期になってくれば、いつ何が、またどのような事態が発生するのか予測つかないというふうなことがまた訪れる可能性はあると思いますので、ぜひとも生徒がリモートでできるように、学習、練習できるようにしておかなければならないと思いますが、やはりそういったのは計画性を持って実施していくというような体制を組まなければ駄目だろうと思っているわけですが、そういった計画とかはつくっているわけですか。

○委員長（大村 税君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、長瀬設男君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（長瀬設男君） ただいまのご質問ですが、お答えします。

全国で今GIGAスクール構想ということで、そういった各学校にタブレットを配置するとか、そういった事業を今展開してございます。メリット、デメリットそれぞれいろいろな声が出てございます。タブレットに、そういったICTに全てをそこに任せると、そういうふうな学習方法ではございませんで、今のところ国でも両方、今までの教科書学習、それからICTを使った学習ということでございますけれども、ICTにつきましては先生方の過酷な仕事量といえますか、そういったものをカバーできるようにというようなことで一面担ってございます。そういった中で、今後どういった指導といえますか、使い方といえますか、そういったことについていろいろと検討している、そういった模索をしているような状況でございます。さらに、タブレットをリモートという話ですけれども、リモートにつきましてはいろいろな条件、弊害といえますか、タブレットだけを持っていても使えない、単純にそういった貸出しするののかといういろいろな調整といえますか、協議といえますか、そういったことをやってからでないでタブレットも貸出しできないような状況、学校の備品ということになりますので、そういったいろいろな問題点、課題がございますので、それらを1つずつ解決しながら、リモートできる最終的なそういった利活用の最大限のところまでたどり着くには、ちょっと時間が必要なのかなというふうに思います。

以上です。

○委員長（大村 税君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） リモートが必要になるのかどうかは分かりませんが、やはりその前に小学校、中学校にはWi-Fiの設備はあるわけですか。いろんな条件あると思います。各家庭にもWi-Fiの設備があるとかないとか課題はあると思いますが、それらにやっぱり今課長がお話ししたような様々なクリアしなければならない課題があるというわけですから、それらもやはり一緒に課題として解決していかなければならないだろうと。また、いざ何がどういうふうになるのか分からないし、やっぱり消防演習みたいに1年に何回かはそういうのも訓練できるような体制にしておくべきだろうとっておりますが、いかがですか。

○委員長（大村 税君） 教育委員会事務局教育総務担当次長、長瀬設男君。

○教育委員会事務局教育総務担当次長（長瀬設男君） ただいまの質問にお答えします。

学校でのWi-Fiといいますか、そういったタブレットの使える状況にあるかということですので、それは整備してございます。それから、課題等の解決につきましては、やはりおっしゃるとおりで、1年に1回とか、そういったことで試行的な部分を取り組んでいくというのは必要だろうと思います。おっしゃること、課題についても検討していかなければならないというふうに認識しております。

以上です。

○委員長（大村 税君） 教育長、菅波俊美君。

○教育長（菅波俊美君） 補足になりますが、若干今のICT関係について申し上げたいと思います。

軽米町の重点の一つとして、ICT教育というのございました。これ平成26年度から、各学校の一つの学級の全員に1台ずつ入るような台数を各学校に用意いたしました。ですから、全校一緒にはできないのですが、1クラスは1人1台はできるという状況で今まで進めてきたのですが、国として昨年度GIGAスクール構想がございまして、今度はもう全校に1人1台という、これを行いますということで、町内でもそれを実施いたしました。ですから、子供たちは1人、自分のものという、それに近いような感覚のタブレットを持つようになります。これからその活用についてですが、一つはまず授業です。授業でどう使っていくか。ただ、これは軽米町はこれまで五、六年実践を積んでいますので、授業で相当使えるようになってきてはいます。ただ、ソフトが相当新しくなっていますので、その研修が今すごく必要になっているということで、まずは授業で使えるように先生方の研修をお願いしたいということで、ただあまり先生方に負担がかかればまずいので、講師を各学校に派遣して、そこで研修を行うというのを今始めようとしているのです。そのためICT支援員もつけていただいておりますので、まずはそれを進めると。

お話しのリモート関係なのですが、これ次の段階だとは思っていましたが、次長申し上げたとおりなのですが、万が一臨時休校になったと。そういったときの家庭学習の一つの方法であるということなのです。使えるようになっていればすぐできる。ですが、そんなに簡単にはいきません。ですので、まずは校内でリモートの仕方を先生方ができるようにしておく。私は、できれば年度内に、教育委員会と学校で打合せでもいいのでリモートでできるぐらいにしておきたいというふうに思っております。それが、先生方が使えるようになっていれば、子供たちとも応用が利きます。というふうな段取りをちょっと考えていました。お話しのとおり、家庭でといったときにWi-Fiがないご家庭もありますので、これはモバイルルーターという形で予算化していただいていますので、もしも使えるときはそういった手だてもあるということで、そこまでご理解いただいて準備をさせていただいているということで、ありがたく思っていますので、ぜひICTのほうを充実できるようにしていきたい、そういうふうに考えてございます。

○委員長（大村 税君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 今教育長からいろいろと詳細に説明いただきました。取組はすごく軽米町は進んでいると思います。そういった意味で、今説明の中にもICTの関係なんかでも、やっぱり講師の先生とか、そうでない部分では支援員の方がやっているわけですけれども、私地域おこし協力隊に今回はこだわっていましたので、地域おこし協力隊、そういったICTなんかにもたけている方は全国的にいっぱいいると思います。そういうように限定して募集すれば、絶対来てくれる方がいらっしゃると思います。例えば3年前に、一戸町では、町の公営塾を立ち上げて、3年間その方が活動して、今子供向けの学習塾を一戸町で定住してやっているということもありますので、そういったことにつながるといいますので、いろいろこれからそういったことも活用できれば、やっぱりそうすれば国からの補助で3年間はず、ちょっと意味合いは違うかもしれませんが、そういったのを活用していければいいのかなと思いますので、参考にしていただければと思います。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

山本委員。

○10番（山本幸男君） 進行の問題ですが、要望していた資料のことについては、個々に質問して……それともそちらのほうで説明するという形を取るのですか。質問して……

○委員長（大村 税君） 資料説明を受けて質疑を交わすという……

○10番（山本幸男君） では、いいですか。

○委員長（大村 税君） まだまだ、今まだ議案についての総括質疑を受けているので、この終了後、資料要求についての審議をいたしたいと、このように思いますので、

よろしくお願ひいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なしということでございますので、議案審議の一切を終わりたいと思います。

続いて、昨日お話ししておりましたので、資料要求の件について総括質疑を受けたいと、このように思います。番号順に説明をいただき、質疑を受けたいと、このように思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、資料1から。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） それでは、資料の1から説明をさせていただきます。

まず、資料の1につきましては、行政改革推進委員名簿と第6次行政改革大綱についてということで、資料をお渡ししてございます。委員の名簿につきましては、お渡ししましたとおり、9名の方をお願いをしまして、任期は令和3年2月25日から令和5年2月24日までの2年間ということでお願いをしているところでございます。

推進委員会につきましては、令和3年2月25日に開催しまして、7名の方から出席をいただきました。開催の際に、第5次進捗状況報告書の内容と第6次行政改革大綱の案を送付をいたしまして、内容を見ていただいた上で参加してもらったものでございます。また、この会議録の名前の部分につきましては、目隠しをさせていただいておりますので、ご了承願ひたいと思います。

1につきましては、説明は以上でございます。

○委員長（大村 税君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 私が一般質問した保育園の民営化とかふれあいセンターの介護事業所をまずなくするという事などをこの方々と一緒に話し合ったものと思っておりました。条例によりますと、行政改革推進委員というのは20人以内となっております。そして、応募者というか、3人ということで募集したのですが、ここに9名の方は応募して、推薦課が全てついていきますので、各課で推薦した方だけで、応募者はなかったということでしょうか。

○委員長（大村 税君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） こちらにつきましては、各課から推薦いただいた委員ということになりまして、公募いたしましたのですが、応募がなかったというふうな状況となっております。

○委員長（大村 税君） 江刺家委員。

- 3番（江刺家静子君） 会議の記録を見ますと、和やかにといたしますか、話し合われたのだなと思いました。行政改革の税金の徴収は訪問して徴収するというのは強力に推進するというふうに、適正かつ強力な徴収活動の実施というのがあるのですけれども、前はいろんな委員とか議員に立候補するとか、そういうときは税金を滞納していない人ということがありましたけれども、この方々にもそういう条件はないですか。
- 委員長（大村 税君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。
- 総務課総括課長（梅木勝彦君） 推進委員の方の募集については、そのような条件はございません。
- 委員長（大村 税君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） 条例に20人以内となっているのですけれども、まず9人で、そしてしかも2人の方が欠席して、これから5年間の行政改革について総務課長から説明を受けて審議をしたということでした。私が、もっといろいろ考える部分はあるのですけれども、保育園の民営化については、どなたも発言していなかったのです、記録を見ると。議員の皆さんも、渡された第5次行革の進捗状況報告書というのでも御覧になったかと思うのですが、本当にいろいろ検証しています。こういう資料は、会議の前に渡すのでしょうか。それとも当日渡していますか。
- 委員長（大村 税君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。
- 総務課総括課長（梅木勝彦君） 先ほどもお話をいたしました、この会議開催通知と同時に、第5次の報告書並びに第6次行政改革大綱を送付いたしまして、お目通しをいただいてから参加をいただいているというふうな内容となっております。また、人数が9名ということでございますが、各課から様々な団体の代表の方、あるいは団体から推薦いただいた方を委員としてお願いしているところでございますので、人数は少ないながらも、ある程度のご意見はいただけたものかなとも考えているものでございます。
- 委員長（大村 税君） 江刺家委員。
- 3番（江刺家静子君） このように、どの項目を見ても大変重要だと思うのですけれども、それを当日資料を渡したということでしょうか。
- 総務課総括課長（梅木勝彦君） いえ、会議の案内のときにお渡しいたしました。
- 3番（江刺家静子君） それで、皆さん目を通してこられたかと思うのですが、介護の部分については民間にケアマネジャーを要請しなければならないというようなことで、そこまで考えているのかと思いました。私が保育園の民営化をしないしてほしいということを発表したときに、町長の答弁が、公立は画一化した保育である。また、民間のほうがいろいろ特徴を持った何か保育ができるということでした。画一化しているのはどういう点なのか、また民間のほうが優れているというのであれば、町

長は民間の保育園に行ってみたことがあるのでしょうか。ちょっとお伺いします。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 実際民間の保育園を視察したことはありませんが、いろいろな様々なそういった、私もそこら辺が興味ありますので、いろんな場面で非常に民間が思い切った保育を実践しているというふうな、そういった情報は十分情報としては捉えております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 実を言いますと、町長の答弁は、私が2回質問して、2回とも全く同じ答弁でした。それを思っているからそう言ったのかと思います。画一的な保育というのはどういうことなのかなと思いました。昨日かるまいテレビで笹渡保育園と小軽米保育園の子供たちが映っておりました。本当に緑の中で伸び伸びと保育がされているなと思ったのですけれども、それよりもやっぱりテレビで見た民間の保育園のほうが町長はいいなと思ったということというのがすごく悲しいと思いました。

それから、介護部門のケアマネジャーの不足ということで、ケアマネジャーが減ってきている、補助制度をつくり、人材の育成を図っていく必要があるのではないかというようなことを発言された方がいらっしゃいます。このことを取り上げて、育成しながら、いずれはふれあいセンターの介護部門をそちらに移すということだと思いますが、どこに移すということを考えながらケアマネジャーの育成とか、答弁になりましたけれども、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（大村 税君） 健康福祉課総括課長、内城良子君。

○健康福祉課総括課長（内城良子君） お答えいたします。

ふれあいセンターの居宅支援をどこに移すかというご質問であるかと思えます。今社会福祉協議会と、昨年度からですが、協議を進めているところでございます。

もう一つの、ケアマネジャーの育成につきましては、軽米町だけの問題ではございませんで、二戸地区広域行政事務組合でも養成に係る費用の支援というようなことで、二戸管内で進めていく取組ということでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○委員長（大村 税君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） すみません、また保育園のことに戻りますけれども、画一的な保育ですよということを保育園に言ったことがあるのでしょうか。だから、民営化する。

それから、調べてほしいことがあるのですが、地方交付税が減らされるおそれがあるという、何回も聞いているのですが、私が調べたところによると、地方交付税

で措置されるということで、そのことを理由に民営化は当たらないというようなのを調べてきましたが、ちゃんと調べていただきたいと思います。

〔「休憩したらいがべ」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 休憩。

午前 11 時 30 分 休憩

午前 11 時 32 分 再開

○委員長（大村 税君） 再開いたします。

健康福祉課総括課長、内城良子君。

○健康福祉課総括課長（内城良子君） お答えいたします。

保育園の民営化についての画一的なことについて、保育園に説明しているかというようなご質問であったかと思います。今の段階では、まずは方向性として示している段階でございますので、まだそのような段階ではないので、してはいいということですので、ご理解をいただきたいと思います。

〔「委員長、総務課じゃないの。交付税の関係は
総務課でしょう」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） それでは、今の質問にお答えをしたいと思います。

江刺家委員おっしゃるとおり、保育園につきましては地方交付税で措置されているところでございます。この第6次行政改革大綱の中に、全体的な交付税が減らされているというふうなことにしましては、少子化の影響あるいは老朽化が進む公共施設等々、様々な行政が抱える状況が厳しいということで、将来的には交付税が減らされるよというような問題提起をしながら、行革に取り組んでまいりたいというふうなことで交付税が減るといふような部分も触れさせていただいたところがございます。ひとつご了解をお願いしたいと思います。

○委員長（大村 税君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） ありがとうございます。保育園の民営化については、私が暗記するくらい何回も答弁いただいたのですが、地方交付税が減らされるおそれがあるというのは保育園のことではなくて、全体的にということで、保育園の分は交付税でちゃんと措置されているということです。それから、保育の画一化というのは、これからというのですが、答弁の内容を見てみると、保育が公立保育園は画一化しているというか、それがまず民営化になる一つの理由でもあります。ですから、保育園に勤めている人、また子供たちにとっても大変大きな問題です。画一化というのは、多分インターネットか何かで、民間の保育園、公立の保育園というので比較して、そういう言葉で片づけられてきたのではないかと。それをもしか

して見たのかなと思いましたがけれども、画一化していないと思います。

以上でこの件に関して私の質問は終わります。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 関連しまして、行革の関係、大変申し訳ないのですけれども、私計画書を渡されたのを見ていないので失礼な言い方になるかもしれませんが、これ会議の復命書も渡っているのですけれども、これ見て第6次の新たな5年間の計画をつくられたようだけれども、5年間のそれを2月25日に1回会を開催して、もう決定になったということなのか。何かこれ見ると、第5次の進捗状況の意見交換していると、かなりいろんな意見が出されているなど。そして、これで時間がなくなってきて、本題に入って、本題は一言か二言で終わっているなど。たった1回なのであれば、何かもう最初に事務局でつくっているのただ承認してもらうための会議だったのかなと。せっかく委員の人たちがいっぱい意見を述べているのが計画に反映されたのかどうかというの、ちょっと疑問を感じるころがあるのですけれども、この計画をつくるまでの会議の開催は何回かあったのか、1回で終わったのか、その状況をちょっと教えてください。

○委員長（大村 税君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 会議の開催につきましては、今お示ししました1回というふうな状況になってございます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 果たしてせっかく委員の方を委嘱して、この委員の方々が今後2年間ということであれば、せめて時間がなかったと言えればそれまでだかもしれないけれども、最低でも2回ぐらいは開催して、やっぱり最初の意見をいろいろと積極的に言ってもらっていますので、それを少し事務局でつくった計画に幾らかは反映させて、直すべきところは直す、それで2回目でもいいから新たな計画、5年間計画ですから、そういう作業をやるべきだったのではないかなと。ただ単なる形式で、まず会議にやって、決定しましたよだけで果たしていいのかなと。今江刺家委員からも出ております、保育園の民営化についてだって、こういう議題が今始まった問題ではないと。これまでも何回か一般質問とか特別委員会でも出ておりますし、そういう問題を委員の人たちからもちゃんといろいろと聞いて、委員の方々が、いや、民営化がふさわしいのではないかとかというのであれば、そういうふうな意見を、それをまとめた上で計画書をつくりましたというのであればもっと説得力あると思うのですけれども、今の受け答えは全て事務局案というか、役所の考え方だけで押し通しているというふうに思われます。せっかくの委員を委嘱してやって計画をつくったということであれば、町民の意見を反映したものですよというふうなことにつながるようなやり方をすべきではないのかなと。終わったことですからあれです

けれども、ただ、今後2年間の委嘱ですから、また新たな1年ずつの進捗状況等意見交換するかと思いますので、それらを基にして、次の計画に生かすようなやり方をしなければならないのではないかと思いますけれども、その辺の今後の進め方についてお聞かせいただきたいです。

○委員長（大村 税君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 今のご質問にお答えしたいと思います。

昨年度におきましてといいますか、につきましては、総合発展計画あるいは総合戦略等々、様々そちらのほうに取り組む時間が必要でございまして、なかなかこちらの方にも取り組めないというふうな部分とともに、総合戦略あるいは総合発展計画の中で皆様からいただいたご意見を参考にしながら、行政改革大綱についても作成したところでございます。今中村委員おっしゃるとおり、毎年この大綱につきましては実施状況につきまして検証をしまして、委員の皆様にお諮りをしながら直していくというようなことで進めてまいりたいと思いますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ないようですので、資料2の説明を求めます。

説明をお願いします。

税務会計課課税担当課長、古舘寿徳君。

○税務会計課課税担当課長（古舘寿徳君） 資料要求のございました住民税課税状況につきましてご説明申し上げます。

資料ナンバー2、税務会計課の資料をご準備願います。住民税の課税状況につきまして、令和元年、令和2年、令和3年について記載してございます。左端の列は年度となっており、上段から令和元年度、令和2年度、令和3年度となっております。年度の記載の下は前年度からの増減の数、その下の段につきましては増減の率となっております。

納税義務者数につきましては、令和元年度は7,999人、令和2年度は7,838人、令和3年度は7,583人となっております。

非課税者数につきましては、令和元年度は3,902人、令和2年度は3,743人、令和3年度は3,608人となっております。

均等割額のみの方ということで、令和元年度は622人、令和2年度が592人、令和3年度が601人となっております。

最後に、右端になりますけれども、均等割額の課税と所得割額の課税が両方ある方ということで、令和元年度は3,475人、令和2年度は3,503人、令和3年度は3,374人となっております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○委員長（大村 税君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 住民税の課税状況です。これ令和元年度、令和2年度、令和3年度ということで、令和3年度は昨年の1年間の収入ですので、コロナの関係でどのぐらい影響があったかなということちょっと見させていただきました。令和3年度は、まだ今始まったばかりなので、これからちょっと移動はあるかもしれませんが、令和元年度に比べて納税義務者が400人減っております。コロナの関係で、いろいろ給付金なんかの制度もあったりしましたけれども、これから今年度のこの状況を見ると、また厳しくなっていくのかなと思いました。調定額は、総額では一番最初に課税したので比べるとどのようになっているのでしょうか。

○委員長（大村 税君） 税務会計課課税担当課長、古舘寿徳君。

○税務会計課課税担当課長（古舘寿徳君） ご質問にお答えいたします。

調定額につきましては、令和元年度が2億6,878万7,000円、それから令和2年度が2億8,106万円、それから令和3年度は2億8,512万3,000円という形になっております。これが5月31日時点の各年度の調定額ということになります。

○委員長（大村 税君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） 今調定額を聞いたところによると、令和3年度は少し、400万円ばかり増えているようです。これは、もしかしたら、要因とか分かりますか。

○委員長（大村 税君） 会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長、福島貴浩君。

○会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長（福島貴浩君） それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

課税されている人数が減っているにもかかわらず調定額は伸びているというふうな状況でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減につきましては、町内で飲食業とか建設業、それに関連する業種の方が減少しているものと思われるところでございますけれども、影響を受けない業種の所得につきましては、前年度よりも上回っているというふうに分析しております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なしとみなして、資料ナンバー3の説明をお願いします。

産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） それでは、要求されております資料ナンバー3の前に、昨日口頭説明いたしましたけれども、ペーパーでの資料が欲しいということで、本日お渡しいたしました令和3年6月定例会資料、かるまい交流駅（仮称）建設予定地に係る法律に基づく協議等というほうの資料から先にご説明申し上げます。

これまでの経緯を取りまとめたものでございます。令和2年10月28日、土壤汚染対策法に基づきまして、3,000平米以上、50センチ以上の掘削を伴うということで、一定規模以上の土地の形質の変更届出書を二戸保健福祉環境センターのほうに提出しております。これに対しまして、10月の30日、当該土地に対し土壤汚染対策法第4条第2項に基づく調査を命じないこととする旨の通知がございました。そこで、この日一旦工事請負業者に対し工事着手してよい旨を連絡いたしました。

ところが、11月の6日でございますけれども、二戸保健福祉環境センターから電話連絡がございまして、一部届出書について、再度協議を行いたいという電話がございました。これは、当初県では、建物建設用地に係る部分の届出でよいということで取り進めて10月28日の提出したわけでございますが、これ以外の町道整備事業用地、平成31年に改良工事を実施しておりますが、その部分、大駐車場の建設予定地等についても含めた土地を明記した上での提出にしていきたいということで、再協議を行ったものでございます。これを踏まえまして、工事請負業者に対しまして、まだ工事着手しないように指示をしております。

これらの協議内容で修正したものを11月18日、再提出をしております。

11月の19日、再提出の届出書に対しまして、最初と同じく、法律に基づく、第4条第3項に基づく調査というのは、土壤汚染されているかいないかを調査するという内容の調査でございますが、これを命じないとする旨の通知を受けております。この通知を受けまして、工事請負業者に工事着手してよい旨を連絡いたしました。

翌日、工事請負業者が工事に着手したところ、医療廃棄物と思われるものが出土したという報告がございました。これは、これまでの議会の一般質問の中でも答弁させていただきましたが、10月23日の隣接者等を対象といたしました工事説明会の際に、その一部の方から、病院を運営していた当時、この辺に何か埋めていたという証言があった場所、工事の途中で万が一廃棄物等が出土すれば、一旦工事着手してから工事を中止しなければいけないということを踏まえて、その証言があった場所を先行して掘削をしたところ、医療廃棄物が確認されたというものでございます。

11月の24日、廃棄物の出る場所を特定するため、これは医療廃棄物撤去処分

業務を発注するための予定価格を設定するための設計書を作成する必要があるがございますので、そのためには廃棄物が出土する場所をある程度特定する必要があるがございますので、11月24日に建設予定地の試掘作業を契約したものでございます。

令和2年の12月7日には、医療廃棄物の試掘をいたしまして、埋設されている箇所をある程度確定することができました。その廃棄物に伴って、土壌汚染等がある場合は隣接する住民の方々に影響を与えてはいけないということで、4点についての土壌分析業務を契約しております。

1月26日には、軽米町議会の臨時会を招集していただきました。これは、医療廃棄物撤去処分業務等に関わる予算等の補正をお願いするために招集していただいたものでございます。

この補正予算の承認をいただきまして、2月16日に医療廃棄物撤去処分業務を契約させていただきました。

裏面になります。2月17日でございますけれども、令和3年2月17日付、二保セ第141-4号で廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく報告徴収についてという文書が二戸保健福祉環境センターから到達いたしました。この内容でございますが、前段で申し上げました11月19日付で土地の形質の変更届で審査結果では、土壌汚染対策法第4条第3項に基づく調査を命じないという通知を受けておりましたが、仮に土壌汚染されていた場合、土壌汚染対策法第5条第1項に基づく調査命令の解消となる可能性があるため、町が独自に土壌調査した結果を提出しなさいという文書でございました。

そこで、2月の19日、2日後でございますが、軽米町で実施いたしました土壌分析調査報告書を二戸保健福祉環境センターに提出しております。

この調査報告書に基づきまして、今度は3月の8日でございますけれども、同じく二戸保健福祉環境センターから、「かるまい交流駅（仮称）建設予定地土壌分析結果について」という見出しの文書が到達いたしました。鉛成分が土壌環境基準を超過しているため、土壌汚染対策法に基づき下記の事項を検討するよう指示があったものでございます。1つ目でございますが、同法、土壌汚染対策法第3条第1項で定められた調査と同等の調査を実施し、調査結果を報告することという1つ目の内容でございます。これが、昨日ご説明申し上げました308万円、4月30日に契約をした予備費を流用させていただきまして、急遽実施した調査でございます。②番では、建設予定敷地周辺80メートルの飲用井戸調査及び水質調査を実施し、報告することという2点でございました。この②番につきましては、3月の下旬でございますけれども、現在進めている建設予定地の土地の境界線から80メートルの距離にある全ての方々から聞き取り調査をいたしまして、井戸調査を行いました。その結果でございますが、3か所ございました。1か所は、ただいまは全然使って

いない、何にも使っていない、使えない状態。ただ、井戸だけはあるという方がお一人。そのほかに2人の方は、車を洗ったり、そういうふうな雑用水としてだけ使用しているということでございましたので、その旨を二戸保健福祉環境センターに連絡をいたしました。当初は、飲用水に使用していなければ、鉛成分は若干水に含んでいても人体等には、飲んだり食べたりしない限りは影響等がないわけでございますので、飲用水についてという、二戸保健福祉環境センターの最初の見解はそうだったのですが、雑用水であっても念のために水質調査を行ってくださいと言われてまして、2点の水質検査を行いました。結果は、2か所とも水の中には鉛成分等は含まれておりませんでした。その結果についても、二戸保健福祉環境センターのほうに報告済みでございます。

令和3年4月14日でございますけれども、この件について地下水の水質分析業務を契約して、結果としては環境省令基準に該当するような成分は一切出ておりません。

令和3年4月30日、土壌概況調査業務を締結いたしました。これが、昨日ご説明申し上げました308万円の土壌分析調査でございます。その内容については、本日10時からの現地視察、現地でご説明申し上げたとおりでございます。

令和3年5月6日、建設予定地から処分場へ医療廃棄物の搬出が完了しております。

6月1日から、これを踏まえまして建築工事の掘削工事に着手しているというものでございます。

では、最後にですけれども、二戸保健福祉環境センターから文書が来たのは3月8日付なので、翌日以降うちのほうで受付をした。その件について、二戸保健福祉環境センターとこれまでどういうふうに進めるか、この①番、②番の項目についての調整を図りながら実施してまいりました。それで、令和3年当初予算には、日程的に計上できなかったことから、予備費を活用させていただいて、医療廃棄物が出た部分については、医療廃棄物を撤去した後の地形の下部についての土壌を採取しての試験が必要となりますので、医療廃棄物の完了に合わせて業務を発注したというものでございます。

この部分については以上でございますが、続けて説明してもよろしいでしょうか。

〔「休憩してください」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ただいま昨日の資料の要求がございまして、追加報告を商工観光担当課長から受けまして、ちょうどお昼の時間でございますので、ここで休憩いたしたいと思います。

午後 零時03分 休憩

午後 零時 59分 再開

- 委員長（大村 税君） それでは、ちょっと時間が早いですがけれども、午前に引き続き再開いたします。
- 11番（茶屋 隆君） 委員長。
- 委員長（大村 税君） はい。
- 11番（茶屋 隆君） 要望ですがけれども、3時をめぐりに、もしそれで終わりそうがなかったらあした午前中ということをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。
- 委員長（大村 税君） 今茶屋委員から、3時、それまでに終了するようというふうなご意見がございますので、皆さんのご協力を得て、できるだけ終われるように進めてまいりたいと、このように思いますので、ご協力をよろしくお願ひいたします。
- それでは、資料3についての説明を求めます。
- 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。
- 産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） それでは、午前中に引き続きまして、資料ナンバー3についてご説明申し上げます。
- 令和3年4月2日付で県医療局長宛てに提出いたしました陳情書は、一般質問でもご答弁申し上げましたとおり、今後本格的な負担に関する協議が開始されるということ踏まえまして、根拠となる公文書が必要であると考え、提出前に県医療局の企画予算担当課長と打合せをした上で、医療局でも同様の考え方であったことから、提出させていただいたものでございます。
- お手元の資料ナンバー3は、その陳情書に対し令和3年5月10日付、医経第33号で県医療局長から出された町長宛ての回答書でございます。内容は読み上げはいたしません、記載のとおりとなっております。経費の内容についての対応にはなかなか厳しいことが記載されて、驚愕しているところでございますけれども、その回答書の前段に記載されておりますとおり、協議については今後日程調整の上進めていくこととされているものでございます。
- 以上でございます。
- 委員長（大村 税君） 資料ナンバー3号と、それから先ほど午前中に説明いただきましたかまい交流駅の経過報告についての質疑を承ります。ありませんか。
- 中村委員。
- 4番（中村正志君） 先ほどこれまでの経過ということで、資料として活字に書いて出していただきました。これを見ると分かりやすいなということで、ただ10月からそれこそ住民説明会やったときにある人から、医療廃棄物というか、それを捨てていたということがあったよというふうな指摘を受けて、それを受けてまず調査したというふうには私は受け止めていましたけれども、今日のこの経緯の中の説明の中で

は、そういう言葉がないようだなと思って。これは、二戸保健福祉環境センターの指導の下に、土壌汚染対策法に基づいた形での調査をしたというふうに……、前は住民の方からそういう、こことここに捨ててあったよというふうなことを指摘されたから、それでちょっと試掘した。そうしたら、そこから出てきたというふうに私は説明を受けたなと思っていたのだけれども、何か今日のあれだと、そういう言葉がなくて、逆に二戸保健福祉環境センターの指導の下で、やってもいい、やらなくてもいい、やっては駄目だとかと、何回かあったようですけども、それが11月20日に工事着手していいよと言われて工事に着手したら、医療廃棄物が出土して、ストップがかかったというふうなことで、何か今までとちょっと食い違いがあるようなのですけれども、そこはどうですか。

○委員長（大村 税君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） 今の中村委員がおっしゃられたとおりで、記載はされておりませんが、先ほどの説明の中で、10月23日の隣接者等、町内会等を対象とした工事説明会の中で、ある方がそういう埋立てをしていたという情報をいただいた。それは、変わりはないものでございます。この資料は、その辺の部分までは記載されていない。あえて昨日の話の中で、医療廃棄物と土壌汚染、これは全く法律が違うものであって、今出した土対法というものは、土壌汚染に対しての調査が必要な土地なのかどうかということ判断してもらいます。それで、調査は要らないと言われたのは、試掘調査ではございません。土壌汚染の調査ということになります。土壌汚染の調査についての土壌汚染対策法に基づくやり取りの経緯で、さらなる追加の調査が必要であるという文書を頂いて、308万円の、先ほど資料要求がございまして、今皆様方に資料をお配りしておりますが、その契約をした経緯というものでございます。医療廃棄物の部分については、中村委員がおっしゃったように、詳細な証言をいただいたのは10月の23日でございます。この土対法の土壌汚染調査が必要であるかないか、ない場合工事に着工できますけれども、調査が必要があるという法律に基づく土対法の4条2項に基づく調査命令があれば、その調査結果が出るまで着工できないということでございます。ただ、土壌汚染の調査の必要はないということで通知をいただきましたので、それに基づいて工事着手をした。工事着手をするに当たって、その廃棄物を埋設しているのを見たことがあると特定の場所を指定した上でそういう証言があったので、先行をしてそこを最初に、その掘削を始めた、それが11月の20日ということでございます。それで、証言があった場所から医療廃棄物が出土した。医療廃棄物の処理に関わる法律は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づくものであって、取り扱う法律は違うということでございます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○ 4 番（中村正志君） 何か分かったような分からないようなあれですけども、簡単に言えば、まず住民から指摘された 2 か所だかの場所、それを指摘されたから、そこをまず掘ってみようというふうなことをやる前に、土壌汚染の関係の法律に基づいて二戸保健福祉環境センターからの指導を受けながらやっていて、ここをやってきたと。それで、二戸保健福祉環境センターのほうでは、工事をやってもいいよと。工事というのは、それこそ建築工事だと思いますけれども、やってもいいよといったときに、それに併せて試掘をしたというふうな、それがまず 1 か月後だったというふうに理解していいのですか。10月23日にしゃべられて、11月20日やったといったら、そういうことですね。私たちは、私だけなのか分からないですけども、住民から指摘されたから、それをまず確認するために試掘したのだなど、建築工事に着手する以前のやり方だったのだなどというふうに受け止めていましたけれども、そうではないですね、今の。もう工事を始めようと。それと一緒に、まず住民の人の指摘を確認というか、それが本当なのだからどうなのか分からないけれども、まずそこを先に掘ってみようというふうな感じで進めたということですね。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） そのとおりです。

○ 4 番（中村正志君） それを聞くと、何か住民の人の説明があまり本気で受け止めていなかったなというふうに私は今聞いてそういうふうな感じで、だからあまり役場のほうでは住民の方がそういう指摘をしたけれども、それは本当なのだからどうなのだから、なにというふうな曖昧な受け止め方をしていたのではないかなと思いますけれども、その辺はどうですか。

○委員長（大村 税君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） そうではなくて、その方の証言が事実であれば、工事に着手することができない。本来であれば、その場所ではない箇所から工事着手する予定であった。これは、建築工事ではありません。地中熱の採熱工事をするためのボーリング工事、既に完了しておりますけれども、ボーリング工事をするに当たって、ボーリングマシンを設置するために 1 メートル程度機械を設置する場所の掘削をした後にボーリングマシンを設置して約 100 メートルのボーリング工事を実施いたします。地中熱の採熱を、地中熱を取り出すための工事のボーリング。これを機械設備工事が、この場所でないところから着手する予定であったのですが、10月23日の証言があった場所も当初はボーリングをする箇所になっておりましたので、その証言があった場所を先に掘削をして、ボーリングをするための、ボーリングマシンを設置するための掘削をしたところ、そこから廃棄物が出土したということでございます。町としては、その方の証言がどうなのか、本当であれば出るかもしれない。別の部分から工事着手をして、その場所の掘削になった場合、そこまで進んだ段階で工事が中断される。であれば、地質業務を行う業

者は、もし出れば撤去が完了するまで工事を中止して、工事を進めることができない。なので、そういうことがあっては大変だということで、個人の方の証言を信用して、そこからこの辺、この辺だよというところから初めに掘削をしたら、すぐ医療廃棄物がそこから出土したということでございます。なので、住民の方々の証言を大切にやってやったところ、工事着工してすぐ、同日に医療廃棄物を確認したということでございます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 二戸保健福祉環境センターとのやり取りがあるわけですが、1か月間。これがなければ、いずれ証言した方のあれを確認するということはできなかったということではないのですか。

〔「休憩して」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 休憩でよろしいですね。休憩します。

午後 1時14分 休憩

—————
午後 1時17分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

中村委員。

○4番（中村正志君） 1月26日の臨時議会のときにいろいろ説明していただいたわけですが、そのときには土壤汚染の関係は一切ないというふうに私は聞いて…聞かなかったというか、そのことはそういうふうに受け止めていたのですけれども、その前に随分土壤汚染の関係のやり取り等をやったりしていたようなのですけれども、この辺が何かそのときの説明とはちょっと食い違っているのではないかなというふうに私は思うのですけれども、その辺はいかがですか。鉛が出たとかなんとかと、そういうのは一切報告がなくて、ダイオキシンも一切出ていませんというふうな断言されたように記憶していますけれども、その辺はいかがですか。

○委員長（大村 税君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） 1月26日は、鉛の話はしていなかったかもしれませんが、確かな記憶はございませんが、私の記憶であれば、1月26日に説明したのは、今しゃべったように、ダイオキシンというのであれば、ダイオキシンの話もしたのかどうか分かりませんが、いずれ12月の7日に土壤分析業務を発注をして、まだその結果は調査中でありましたので、土壤汚染の調査は実施しているということをご説明申し上げたのは確かだと思います。そして、その調査結果は、まだ業務期間が来ていないので、正確な結果は出ておりませんと説明したと記憶しております。多分1月27日の朝刊、新聞には、土壤汚染調査を実施しているという記事が載ったと記憶しております。それに基づいて、県はその結果を出して

くれと言ってきたものだと当方では考えております。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 言った言わない、私も会議録は持っているのですが、全部読んですぐ頭に入るレベルではないので、ちょっと不安なので、そこはもういいのですが、ただ3月8日に、何かそれこそ予備費を使わなければならないような状況が出てきたという、そのときに、さっきの説明の中に、当初予算に計上できなかった、確かにそれは定例会中でしたから、できなかったとは思いますが、ただ3月25日に臨時議会をやって、そのときに別な予算の中で、令和3年度の当初予算に対する補正予算を出しています。であれば、それこそそのときに予算を補正できる時間がなかったという話とはちょっとつじつまが合わない、ましてやそういう事態が、3月定例会までの部分は私一般質問したので、そのときにいろいろと3月までの部分の説明はされてはいましたけれども、それ以降の部分はそれこそ今日までというか、この定例会まで議会に対しての報告は全くないと。であれば、そういう状況も変わってきたというときには、やはり議会に対していろんな形で報告するべきではないのかなと思うわけです。その際に、ましてやそういうふうな事態が起こったのであれば、補正予算を出したり、そういう実際に臨時議会が3月25日となったわけです。そのときには、この状況を説明できる状況だったのではないかなと。それを全くしない。ましてやこの前の政務報告では、そういうのには全く触れていない。ただ単に医療廃棄物を処理しました、6月1日から工事着工しました、たったこの2行だけです。私に言わせれば、何か隠しているのではないかなというふうに思わざるを得ないです。何かもっともっと開放的に、透明性を持った政策実行をすべきではないのかなというふうに私は思うわけですが、その辺のところはどういういきさつでこういうふうなまず説明できていないのか、ちょっとお話ししていただければ。

○委員長（大村 税君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） 当初予算には間に合わなかった。ただ、3月8日に頂いて、どういうふうに進めるかを文書を頂いた後、二戸保健福祉環境センターと協議、調整する必要があった。水質調査についても、町内の図面、80メートル以内の居住者の特定も含めて、それらの資料を取りまとめをしてから、どういうふうに進めていけばよいかということのやり取りの調整が、二戸保健福祉環境センターと調整期間が必要であった。大体その後方針が決まる。まさしく中村委員がおっしゃった、3月25日には、3月に当初予算承認になったものの、一部補正予算も行われた。その際には、まだ土壌調査の方針を固め、二戸保健福祉環境センターと確認をして、その後に業者から見積もりを取らないと予算確保ができない。その準備がまだできていなかったため、3月の25日には間に合わなかったという

こととございます。

○4番（中村正志君） 報告がなかったという……

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） はい。報告がなかった部分については、おわび申し上げるしかないと思います。いずれ議会、臨時議会等があった場合には、皆さん方関心がある事業でございますので、何も隠していることはございませんので、皆様方にご説明申し上げていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 何も隠していることがなかったら、常に報告していいのではないのですか、これから。もう終わったことを何だかんだしゃべってもあれですけども、いずれその時々で常にその状況を報告していただくというふうなことをお約束していただきたいなと思っております。

それで、県からの回答書を読んでもう一度と言っていましたけれども、ちょっと目を通したのですけれども、はっきり言っていい回答ではないですよ。今までは、町長はじめ、自信を持って県が全て費用負担をしますよと、そのために要望していきますと、それ自信を持って言って、取りあえず今のお金は町が立て替えているのだよというような形でお話しされていたと思うのですけれども、これを見ると、何か全く県には払う気はないという、払うべきものではないというふうな言葉があったりしています。今後これに対して協議を進めていくというふうにはなってはおりますけれども、まず第一番の最初の岩手県の基本的な考え方はこうだ、これを覆すということはなかなか難しいのではないかなというふうに私は予想するわけですけども、その辺のところをどのように受け止めているか、町長からでもお願いしたいと思っておりますけれども。

それと併せて、最後のほうに、何か気になる言葉があったのです。二戸保健福祉環境センターの指導等に基づき作成した廃棄物処理計画に基づくものであることから、今般生じている費用について当局が負担するべきものではないと考えますと。同じ岩手県の中で、何か二戸保健福祉環境センターと医療局と、あっちだこっちだと言っているような言葉だなというふうを感じる。これは、どういうことなのかなと。どのように解釈しているのかなということ、2つお願いします。

○委員長（大村 税君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） 中村委員がおっしゃったように、この文書だけを見れば当局が負担すべきものではないと考えますが、なので、先ほども説明申し上げましたけれども、組織として協議を進めていく中で、口頭だけであって進めていいのかと。やはり公文書を基に正式な協議の場を設けてくべきだろうということで、私が企画予算担当課長に電話をいたしまして、軽米町の考え方として、

その前段として陳情書を提出させていただきますと。その陳情書の中では、全額の負担をお願いしますとか、そういうものは一切書いておりません。ただ、(1)から(5)の5項目についての負担について、ご配慮をお願いしますという陳情書で提出させていただいたものでございます。当然その陳情書を提出する前に、向こうの担当課長とそういう話をした中で、私としても中村委員がおっしゃるとおり、このような書き方の文書を協議をする前からよこしたというのは、なかなかどういう考え方だろうということは私たちも想定がつかないという状況です。ただ、いずれ詳細については、これから協議をして、町の考え方を正式の場で協議をしていく、申し述べる、お願いをしていくという形になると思います。

あとは、この(1)番、(2)番、(4)番、(5)番、ここの部分の経費、試掘に要した費用、土壌分析の費用、工期延長に要する工事費の増、工期遅延に要する補償金、これは医療局で負担するものではないと考えている、購入する時点で計画する者が調査すべきものではないかというような書き方、中村委員が3月の議会で一般質問された内容と全く同じ内容の回答が来たようだなと思って私は見ておりましたけれども。ただ、それは3月の定例会でもご説明申し上げましたとおり、町としては前所有者の方は、賃貸物件にそのようなものを埋設したまま返されたという認識は全くないと、そういうものがあるはずがないという証言。あとは、何回もご説明申し上げますが、昭和56年の第一病棟解体工事、平成5年の幼稚園として使われた病院本館解体工事、平成17年のそれらを除く全ての町が県から売買で引き受けた建物の解体工事をした際も、医療廃棄物が確認されたという事実はない。平成29年にボーリング調査、地質調査を行ったときも、そのような出土した事実はない。かつ平成24年3月10日の新聞でも、岩手県はこれまでに県立病院を運営してきた跡地全てについて調査をして、医療廃棄物が埋設されている場所はないという聞き取り調査をしているという新聞報道等も踏まえて、先ほど中村委員がおっしゃいました、一部の方の証言があるまでは全く想定はしていなかったということでございます。それを想定……ましてやあるかないかも分からないものに対して、土壌汚染であれば土対法に基づき病院は該当外でございますが、特定の薬品を扱うような工場等が建った地歴があれば、その建物が建った土地の履歴があれば土壌調査をなさいということが法律に基づいて指示される。それは、病院跡地はそれに該当しないので、それは調査をなさいという指示はいただかなかったということでございますし、ましてや想定もしていない医療廃棄物、土地を購入する前に、試掘調査はもう絶対あるというので特定するために疑いがあるやめる場合はあるかもしれませんが、全くそのような疑いは役場としてはしておりませんでしたので、先ほど申し上げましたことを理由に、想定すらしていなかった。ただ、10月23日に証言があった場所を掘ったら、結果的に埋設物が出土した。

確認されたことに伴って、その区域を医療廃棄物が埋められている場所を特定するために試掘をその後に行ったということでございます。事前に試掘調査するのであれば、発見後の試掘で、工事がもう既に契約になっていて、建築工事が機械を搬入して、それらの機械等を使用しても400万円かかる。これが、工事に着手する前であれば、倍以上もかかる可能性はあると思います、試掘に。それまでの多額の経費をかけて、信憑性のある証言もないのにそんな経費をかけて試掘をするということは、一般的にないだろうと考えます。これまでの県立病院があった跡地を再利用するために、沼宮内とか花巻の厚生病院とかもそうなようでございますけれども、開発の工事に関わって出土したというのが一般的であると考えております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 長々とお話しされましたけれども、でも結果として出ているのです。出たことに対して、でもまあすればよかった、こうすればよかったという、逆に言えば、あのとき倍かかったかもしれないけれども、それやっていたらそれ以上の負担はなかったということです。だから、そういう一つの反省的な言葉が全く我々がないということが、非常に私はちょっと不満な部分なのです。ただただ自分たちの正当な言葉だけをどんどん並べて、さっきの中で、想定できなかったと言いましたけれども、茶屋議員がそれこそ土地を購入した6月に質問したとき、あるのではないかと問いかけています。全く、だって想定していなかったと。だから、逆に言えば、茶屋議員の質問は無視されています。結論として、もうやれなかったからということだと思いますけれども。

だから、単なる自分たちの言葉をただただ並べて、自分たちの正当化をした言葉を並べているだけにすぎないなというふうには私は思うのですけれども、自分たちのやっぱり落ち度もあったのは認めながら説明していくべきではないのかなというふうには私は思うわけです。だから、その辺のところをもう少し謙虚な形で、実際岩手県から来た回答、そのとおりであれば、1億2,000万円が全く自前で払わなければならないと、実際今払っていると思うのですけれども。ということになるわけです。逆に言えばその1億2,000万円が損害です。そういうことを考えて、やはり今後町民に対しての理解を得ていかなければならないのではないかなというふうには私は思うわけですけれども、いずれこの回答について、小林担当課長は前の総括課長でもあるから全面、全てを分かっているかとは思いますが、やはり改めて町長がこのことについてどのように受け止めているのか、町長からの言葉をお伺いしたいと思います。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 役場の責任と申しますか、町の責任に関しては、今課長から話が

あったように、瑕疵はないというふうに考えておりますが、しかし結果的にこのような結果が出たというふうなことでございますので、これは本当に私も重く受け止め、町民の方々には大変申し訳ないというふうに考えておるところでございます。今後といたしましては、町に財政負担が生じないよう、県医療局から費用負担を受け入れていただくために、誠心誠意頑張ってまいりたいというふうに思っております。以上、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 私の名前も出てきましたので、私なりに考えてお話ししたいと思えます。

まず、いずれ医療廃棄物が出たということは事実です。そして、それを処理して、工事が着工、6月1日から始まりました。これから先はどうあるべきか。一日でも早く完成させることをやるべきではないかなと私は思います。もうああだった、こうだったと、それを今取り立てて話をして、もう振り返ったってどうにもならないと思えます。建設的にやっぱりこれからどうすべきか、町は町でちゃんと医療廃棄物の処理料は県で負担してください、本来であれば私自身も一般質問でやっています。やって、もっと追求すればよかったかもしれませんが、その日の当局では、建設が始まる前にはちゃんと調べますということも聞いています。私がやった後に、誰も議員の中で聞く人もいませんでした。それで、今こんなに騒いでいて、何なのだろうと思うのですけれども、私はそういった町の責任とか自分たちの責任とかということではなくして、考えていかなければいけないと思えますけれども、やっぱり町では小林課長の説明を聞いて、十分理解しました。中村委員の言っていることも分からないわけではない。県のほうの答弁は、私もこれ見て、ええ、何だろうと、こんな答弁でいいのかと思うのですけれども、その辺をこれから十分に町としても県のほうに話をしたいと思いますし、本来であれば私たち議会としても、処分料は県のほうで出してくださいと、そういった陳情書というのですか、請願というのか、陳情書を出すべきではないかなとも思っています。やっぱり議会として、でないとなら何やっているのだと、町民から批判されると思えます。そこら辺は、やっぱりこれから検討していかなければいけないのかなと思えますけれども、この場でこういうことを言う部分ではないかもしれませんが、やっぱりそういうことが必要だと思えます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） これからのことと言っていますけれども、確かにこれからのことは、ただ工事着工していますし工事契約締結していますから、それはそれで進むのだと思えます。ただ、私が一番言っているのは、やはり町が1億2,000万円負

担したものの、これは本来町が負担すべきものではなかったものがこういうふうな形になった。やはりここを、これは全て町民の予算です。これが、ただそれを使わなければならないということがどういうことだったのかということ、我々議会はそれを検証するという仕事ではないのかなと私たちは思うわけです。ただ、終わったからいいのだと、それだったら議会なんて要らないのではないですか。我々は、町政のチェック機関ですから、その辺のところを考えると私は言っているつもりです。ですから、その辺のところを皆さん方も十分考えてやっていただければと思います。

○委員長（大村 税君） 茶屋委員。

○11番（茶屋 隆君） 私としては、まだ結論は出ていないと思っていましたけれども、やっぱりこれから県と協議して進めていくことであると思いますし、これは私たちも私たちなりに対応していかなければいけないと思っておりますので、その辺は議会としてもやっぱり考えていかなければいけないと思っておりますし、当局でもまずできる限り町の負担がないような形で、それに今も進めているということでございますので、そういうふうな形をお願いしたいと思います。

○委員長（大村 税君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） 12月の8日頃からだったと記憶しておりますけれども、11月20日に医療廃棄物が出て、県医療局が初めて現場を確認に来たのが多分12月の8日だったと記憶しておりますけれども、その際にこの場所で打合せをいたしました。その際は、医療廃棄物の撤去処分については前向きに検討するのだと。ただ、町の考え方をその際に聞かれました、できれば県医療局で撤去処分をお願いしたいとお願いもいたしました。そうしたところ、企画予算担当課長ほか2名の方々は、県で取りまとめをして予算化をして、業者を選定をして医療廃棄物の撤去処分に着手するには、相当の期間がかかる。軽米町は、工事をいかに早く着工できるかが軽米町が望んでいることでしょうか、町で予算を取って、それに対して後から県が補助する形で進めていただけないかとその第1回目の会議のときに言われて、今のような進め方をしてきたわけでございます。その際には、担当課長方も負担については柔軟性を持ってかなり真剣に考えてくれるだろうというような印象を受けました。しかしながら、どういった理由なのか分かりませんが、日を迫うごとにだんだん、だんだん厳しいような考え方に変わってきて、今回の回答書になっているということでございます。

1月26日の臨時議会を前に、私その担当課長に電話をいたしました。多分補正予算を臨時議会をお願いした場合に、県医療局はどのように考えているのだと聞かれた場合、どのようにお答えしてよろしいですかということを担当課長から聞きました。多分この臨時議会の特別委員会の中でも私は申し上げたと記憶しております。

けれども、県医療局は前向きに検討をしていると説明して構いませんと言ったものです。それが、今回の回答書のような形に今は変化してきているということでございます。

しかしながら、県は最初の文書としてはかなり過激な内容で物事を書いてきたなと考えておりますが、いずれこれから詳細な協議に入るわけですので、町の考え方、試掘についても、当然必要な廃棄物を撤去するために、特定するためには必要な経費であると。実際に土壤汚染についても、2か所の鉛が出た。それは、追跡調査の結果からも、医療廃棄物が出たところの2点からも、若干の数値ではありますが、そこから出た。であれば、自然由来の土壤汚染ではなく、廃棄物に関連する土壤汚染の確率が高いだろう、そういう主張も含めながら、あとは工事の延長に伴う増額、仮設工を設置しても着工できないために生じる経費についての補償金、これらについては国、県、市町村どこでも同様だと考えておりますけれども、公共工事の請負契約の別記の中に、計り知れないことに起因する設計の変更、工期の延長、それに伴って生じた損金に対する費用については、発注者は、それが必要だと認める場合は、その経費を負担しなければならないということに基づいて契約しているわけがありますので、当然それは医療廃棄物の処分によって生じたものでありますから、それについても県医療局に対しては町の考え方を説明しながら、経費の負担を理解をいただくように頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） ただいまの課長の答弁も、12月の定例会で質問されたときはこう答えてもいいですかというふうなくだりの文句は、実際にそういう説明があったとは記憶しております。ただ、それから見れば、今回の県の回答文は、廃棄物の処理についても駄目、それから土壤の環境汚染についても駄目、それからその他のことについても一切駄目というような、誠にゼロ回答というふうな感じでございます。だから、どこか私たち町も行き先、あるいは様々な基本的にこのことについての対策といいますか、考え方に問題点があったのではないかなというふうな感じをしますが、その点はいかがですか。私は、小林課長はもう、一旦定年になって、また頑張っている姿を見れば、大変と厳しいものがあって、総括課長のほうから、あるいは町長のほうから、この回答についての考え方を改めて聞きたいと、そう思います。

あわせて、回答の中に後日まず簡単に言えば県と医療局と町が日程を調整してというふうな話になっておりますが、それは5月の10日、1か月も過ぎていただいておりますので、その調整の段階に入っておりますか、そういう話題はそのテーブルにのっているのかなというふうな、まずそのことについてちょっと質問いたしま

す。

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまの山本委員のご質問にお答えします。

いずれ町としての費用の考え方につきましては、詳細にということでしたけれども、いずれ町としての正当な考え方だなど考えております。また、いずれ町の方としても、前回沼宮内病院の跡地から、県の所有していた県立の沼宮内病院を町に売却したようでありますけれども、それで町が工事をする際に、やはり同様の医療廃棄物が出土したということで、その中でもやはり医療廃棄物の中から県立沼宮内病院という名前の入った医療廃棄物が確認された。同じように、その場合は県が費用から何から、県のほうで業者を委託して全て撤去したようでございます。同様の例も町のほうでも参考にいたしまして、それらを例に取って今回町の考え方を示したものでありますので、考え方については問題がないし、いずれこれから金額もまだ全て確定したわけではございません。県との協議の日程調整もまだ決まっておられません。まだ町の方で様々写真の整理だとか、そういうふうな部分もありますので、それらを全部整理した上で、県と調整して今後協議のほうを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（大村 税君） 回答書の意味合いをどう見ているか。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） 県の医療局の回答書の内容につきましては、私も非常に厳しい回答だなどと思っております。ただ、今後これから具体的な協議を進めていくという形でございますので、いずれ先ほど申し上げましたけれども、前の例等をいろいろ参考にしながら、町の主張をきちっと県のほうに伝えてまいりたいと考えております。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 沼宮内の病院についての例については、前に聞かせてもらいましたが、ただ沼宮内の場合は、県から沼宮内が買って沼宮内の町が処分したというか、貸したとかというようなことから始まったわけございまして、町の例とは違うのだというふうな意見の方も私は聞いております。だから、そもそも沼宮内方式というのは、軽米町には当てはまらないという話も聞いておりました、それもなるほどなど、そう聞きましたが、それらの検証はもう少し深くやったほうがいいのではないかなと考えますが、いかがですかというのが第1点と。

2点目は、中村委員のほうからも出ましたが、いずれ3月の8日に県のほうから来ました土壤汚染の関係ですが、先ほどもございましたとおり、3月の8日はちょうど議会中だったかなと、私はそう思います。それで、外れたとしても、その期間中であればそこで当然正式であろうとなかろうと議会に報告するのは当たり前の話で、それらを怠った責任というのは、ちょっと責任を感じてもらわなければならない

いと、そう思っております。突如今回は予備費の中での対応というのは誠にお粗末、そう考えますが、町長、いかがですか。沼宮内の件と、それから汚染土壌検査の件。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） 沼宮内の件は、おっしゃるとおり、県が町から直接、そういうふうな例でありますけれども、私は逆に借りた土地に埋めて、それを埋めたというように、借りました主に言わないでそのまま戻したということは、非常に責任が大きいのではないかなというふうに思っております。ですから、貸した本人も全くそういうことは聞いていないということに聞いておりますので、私たちはそこを県にしっかりと申し添えていきたいなというふうに思っております。

それから、3月8日の件でございますが、そのときはなかなかこちらの対応等が、課長言うとおりにしっかり分析しておりませんでしたので、そういった状況の中で公表するのはいかななものかというような考えの中で、そのような経緯に立っておりますけれども、今後そういうことをできるだけ早く分析しながら、早く皆さんにお知らせするようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 町長の言うことも分かります。しかしながら、県が具体的に文書でこういうふうに回答が来るということは、軽米町のまず期待とはまた別なものがあるのかなという感じがしますので、いずれ精一杯の説明をして、町民の負担にならないように頑張ってもらいたいと、そう思います。

また、今回の予算措置の問題は、議会に対する冒瀆であると、私はそう思っておりますので、かかることのないように、予備費で今説明がなければ、僕らなどは決算まで分からないというふうな感じに、今国会で予備費の使い方についての議論も何回か聞いたことありますが、ちょっと独断ではないかなというふうに感じますので、これらについては反省して改めてもらいたい、こう考えますが、町長、改めて答弁。

○委員長（大村 税君） 町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） できるだけ要望に応えるように努力してまいります。

以上です。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） できるだけという言葉は余計だと思いますので、それはそうではなく必ずそういうような方向で頑張ってもらいたいと思っております。

そこで、今日は現地の視察に行きましたので、その印象について述べてみたいと思います。見た感じは、入って行って右側に地中熱の残土といいますか、がトン袋というか、たくさんと積み重なっておりました。それはどうなるのかなと思って聞

いたところ、戻して、工事に使うというふうな話を聞きましたが、中もちょこっと見せてもらいまして、きれいな砂みたいなのかなというふうな感じ。全部を見たわけではありませんので、蓋を開けてちょっと見たので、全体については分かりませんが、ただ印象とすれば、その場所でございますので、それらが正解なのかどうかについてはもう少し詳しい説明が欲しいなと考えています。

それと、続いて、がらとか鉄柱の残土等がありました。あれらについては処理については新たな経費が発生するというような印象の説明がありましたが、そういうふうなものの対応は、いつ、どんな形で整理して予算化するのかしないのか、答弁願いたいと思います。

○委員長（大村 税君） 2点について、産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） まず最初に、入り口、右側入ったところに置いてある1トン土のうの中のもの、これはあの場所は比較的浅い、現地でもご説明申し上げましたが、3メートル程度のところにすぐに岩盤が出てくる地層となっております。軽米層という岩盤、砂岩でございます。それ以降のボーリングをした際に出た岩盤をボーリングマシンで掘り下げていくときに出た、砂みたいになっていますが、元は岩盤です。それは、建築工事の建物の埋め戻しに使うのに非常に適した材料であるということで、建築工事、昭栄のほうではそれを活用していきたいと考えて今のところ進んでおります。

なお、これはボーリングマシンによって生じたもの。例えばあの部分からは、鉛とかは出ておりません。ボーリングしたところの土壤汚染調査では、何も鉛の成分等出ておりませんが、ボーリングをしている機械設備工事の中で、そのボーリングの掘削汚泥について業者は土壤分析調査を実施しております。結果も出ております。環境省令で定めるような基準のものは何も出ておりませんので、安全な埋め戻し材料として使用できると考えております。

がらと、あと一部元建物の水道の配管だったと思われる鉄管等が出ております。これについては、当初想定していないものでありますので、建築工事の中で中間処理、最終処分等を変更を行わなければいけないと考えております。費用は、当初予定している予算の中で十分間に合うと考えておりますので、そのための新たな予算の補正等は必要がないものと考えております。

○委員長（大村 税君） 細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） 昨年から今年にかけて、小林課長からいろいろ説明伺った経緯で、だんだん私も思い出してきました。その中で、課長の説明に、たしか私の記憶だと、立地場所としていいのかどうか、適当なのかという確認を医療局にしたところ、先ほど沼宮内病院の例も出ていましたし、県内何か所かの病院とか様々跡地等例に挙げながら、問題ある土地もあったし、また計画を遂行する支障はないと、そ

ういう医療局のお墨つきという表現が適切なのかどうか分かりませんが、そういった類いの説明を受けたなと思っていました。私たちも、あの場所はこの問題が出る前は安心して様々、悪くない場所なのだなというふうな記憶があったと思いますが、その点、ちょっと私も曖昧な記憶ですから、もう一回小林課長のほうからその部分の話をいただければ、またそうだったなというふうな感じがしますが、いかがですか。

○委員長（大村 税君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） 先ほども若干触れましたが、総括課長も触れましたけれども、沼宮内病院からは平成23年に県から町が土地を買い受けて、高齢者福祉施設をやる方に土地を賃貸して、社会福祉法人が工事に入ったところ、医療廃棄物が出てきたのが平成23年の秋、10月頃だったようでございます。その際の新聞報道で、先ほども申し上げましたけれども、平成17年に福岡病院からも、あそこを再利用する際に医療廃棄物が出土しております。それで、平成17年時点で県内の全ての県立病院があった跡地について、各病院から跡地への医療廃棄物埋立てをしたことはあるかないかの調査をして、全ての病院からそういうものはないという回答を得ているという報道が県医療局のほうからあったということをお話ししたと記憶しております。なので、当然町としては、それはもう信用できるのだろうと考えて、10月の23日まではそのように考えていたわけでございます。

○委員長（大村 税君） 細谷地委員。

○9番（細谷地多門君） 今思い出しました。たしか調査したら、何ら障害になるものはないと確約をもらって、安心してその場所に決めたのだという。私たちも、それ聞いて安心したと思っていましたが、だから先ほど課長の答弁の中にも、当初の頃は、過失が医療局にも責任がないわけではない。県のほうの負担部分については、町側も後で対応してもらえると期待もあると、我々もそういう意識でここまで進んできたなと、そう思っています。それが、最近はどうも厳しい、最初の話と違うなというふうな、県の姿勢が変わってきたなというふうな、先ほど答弁の中で課長おっしゃっていましたが、何でなのですか。不思議です。ここまで、先ほど課長からも答弁いただいておりますが、安全で問題ない土地だと医療局のほうから言われながらも、そういう実態は過去ないのだというふうなことを言われながらも、様々出てきて、今度責任はもう県には全面的な責任というのではないのだというような回答文書の変化の仕方で、どう考えたって不思議ですので、何でだろうかと、不思議でなりません。そここのところに私は強く、何で変わってきたのかなという印象を持ちます。もしかすれば、町民の方々がこういう状況説明を受ければ、何でなのかなという、何で県が認めなくなったのかなという、そんなことを思うかも知りません。そういう印象を強く持っています。このことについて、課長、どうですか

と言っても困る話ですか。何か答弁があればお話してください。

○委員長（大村 税君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） 先ほども申しあげましたけれども、細谷地委員と全く同じ考えでございます。当初は、前向きに検討をする、町でやってくれと、そのほうが迅速に進む、費用は後から補填するというのが始まりでございました。それが、だんだん、だんだん変わってきた、なぜなのかなと私も大変不思議に考えております。そのように、考え方が180度近くも変わってきたのはどういう要因なのかが私も計り知れないところでございますが、いずれ町で考えていることを強力に医療局に対してお願いをして、少しでも町民の方の、軽米町の負担とならないように頑張っていくしかない、今後の協議を進めていくしかないと考えております。

○9番（細谷地多門君） そのとおりだと思っています。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 今町で補填してやったほうが早いとかというふうに、後で県が補填するからというのが今回初めて聞いたわけですが、それは内輪話だったと思うので、今初めてお話ししたのではないかと思うのですけれども、今、年度が変わっていますから、当時は医療局ですか、二戸保健福祉環境センターですか、どちらとの交渉なのか。

あと、今回ちゃんとこの文書の中に担当の名前がついてきています。この人が前もそうだったのか。

それから、町としては、3月までの県の態度と4月からの県の態度が全く変わったということを話ししてはいますが、これが担当が替わったからなのか何なのか。かといって、医療局長の名前で来ているからには、かなりの重い、責任ある回答だと思うのだけれども、そんなに簡単に我々がそういう解釈をしていいのかなというちょっと思うのだけれども、どちらをどのように信用すればいいのか、ちょっと今聞いていて分からないのですけれども、どうなのですか、この辺の状況。

○委員長（大村 税君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） まず、担当者でございますが、この回答書に記載されている主任主査、この方は4月の定期人事異動で替わられた方でございます。ただ、企画予算担当課長は、私が言いました、前向きに検討するよと。迅速に進めるためには、軽米町で予算を取って進めてくれと。費用については、後から補填する形にするとおっしゃられた企画予算担当課長は、現在もその当時打合せしたときからは替わっておりません。その方がおられますし、私が今申しあげました最初の打合せ事項については、会議等の打合せ記録としてちゃんと作成の上、決裁も取っているものが存在しております。

以上です。

○委員長（大村 税君） どうでしょうか、お諮りしますが、質疑が尽くしたと思いたすが。

館坂委員。

○6番（館坂久人君） 今の問題ですが、回答書を見れば本当になかなか厳しい問題だなという印象であります。そもそも時系列的に言えば、考えていけば、この文書を見ながら、これ私の感想なのですが、そもそも県のほうは、軽米町さん、あなた方とは取引はやっていませんよと。もともと取引はないですよと。あなた方がこの請求書を出す相手は違うのではないですかと。これは、売主に払ってもらわなければならないでしょうかと、そういうふうな見方にも聞こえてくるわけですが、考えてみれば、売主と町の契約ですから、契約相手先に請求するのが筋ではないのかなという印象がします。ですから、多分町民もそういうふうなことを言っている方もかなりいます。何で県なのかなというふうにしやべっている方もいます。この文書を見れば、やっぱりあなた方から言われる筋合いはないですよと。所有者から請求があれば話になるのではないかなというふうな何か感じもします。そもそも請求する相手が違うのではないのかなと。それと、恐らく住民監査請求とか住民代表訴訟、そういうふうな、特に住民代表訴訟、オンブズマンなんか考えれば、役場に代わって被害金を請求するというふうな、あちこちでそういった事例があるわけですが、そういうこともあるのか、対象になるような何か感じの事例だなと聞いて、この文書を見ながら、今課長の説明を聞きながら何かいろいろ考えていましたが、そういうふうな対策も考えたほうがいいのかと、対処の仕方というか。違う角度から。どうでしょうか。

○委員長（大村 税君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

○産業振興課商工観光担当課長（小林 浩君） ただいまのご質問でございますが、県医療局からの回答書の（3）について、現在の廃棄物の処理及び清掃に関する法律、昭和45年12月施行によれば、当局が処分費用を負担する根拠はないものと考えていると記載されているようでございます。この部分でございますが、廃掃法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が施行されたのは昭和45年だよと。今建設予定地に軽米病院があったときに埋立てをしたのは、これ以前だよと。法律に抵触しない行為であったと医療局は考えているということでございます。今館坂委員の質問も、元所有者の土地ではありますが、町が考えているのは、捨てておいたもの、法律に抵触しなくて、埋めても法律違反には該当しなかったときに埋めたものではありません。ただ、町が考えているのは、そういう論点ではございません。民法上の物件的請求権に基づいて、体温計からは軽米病院という名前がついた医療廃棄物等が出ている。そうすれば、埋設した人は県立軽米病院しかない、それ以外にあの場所

に医療機関が建設されていた経歴はないという判断。それで、町はその所有者は岩手県の医療局である。その所有権を持っている方から現在活用しようとしている土地、これは前所有者からその権利を移転して、既に軽米町が所有者、所有権を有しておりますので、その土地に関わるいろいろな障害についても、それは県に対して請求をするという、事項は、権利は継承されていると考えております。簡単な話です。捨てた人が特定できるから、それはあなたのものなので、私の土地から持って行ってくださいという、その願いをしたいということで考えております。そういうところを県の医療局について強くご要望を申し上げたいと考えておるところでございます。

○委員長（大村 税君） 館坂委員。

○6番（館坂久人君） 課長の話は、土地を買ったから、その処分をするのは役場の仕事だというふうなまず話なようですが、ただそれはやっぱり売主が、要するにあまり言いづらいことではけれども、町内の町の方ですから、あまり言いたくない、みんな分かっていて、言いたくないのは。ただ、やっぱり役場のほうに現に被害が出ているわけです。回収できるか、回収できないか。やっぱり被害が出ているわけですから、これは、別に町で売主からこの処理を委託されているわけでもない。現に被害が出ている。売った方の土地から被害が出ている。そうすると、売った方は、いや、私も知らなかったとしゃべっているそうですが、新聞等で見れば、ただそれで知らなかっただけで済むのですかなと思って、売主が。ただ、役場は、私らは代行してやりますからという話ではないのではないかなと思っているのですけれども、現に被害を出されているわけですから、論点というか、視点がちょっと若干ずれているような感じがします。この県の文面から、今の課長の説明から聞くと。そう思っているのは私だけなのか分かりませんが、いかがですか。

○委員長（大村 税君） 産業振興課商工観光担当課長、小林浩君。

〔「総括課長」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまの館坂委員のご質問にお答えします。

これが正式な協議文書であるわけでもなし、これからいずれ金額を積算しながら、今おっしゃったように、例えば売った方にも責任があるのではないかということではございますけれども、いずれその辺をきちっと町のほうでも、どういった部分で、どういった根拠があって、どういった資料を提示して医療局に請求できる分と、再度もう一回検証しながら、きちっと整理した上で協議のほうを進めてまいりたいと考えております。

○6番（館坂久人君） 了解。

○委員長（大村 税君） いろいろまだまだ質疑があろうと思いますけれども、お諮りし

ますが、今質疑されたことを謙虚に受け止めて、要するに進捗状況の報告がまず怠ったということも謙虚に受け止めて、さらには町民の財政に負担の少ないような努力を県との交渉で得るようお願い申し上げて、この件については質疑を終わりたいと思うのですが、いかがですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） ありがとうございます。それでは、当局も謙虚に受け止めて誠意を持って努力してください。

3時までということですので、本来は休憩するところですが、途中で切らなかったのを押してきましたが、このまま続行してよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 続行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ナンバー5についての説明を求めます。

総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） それでは、資料要求のナンバー5につきまして説明させていただきます。

3月4日、仙台方面に出張した生ごみ処理施設視察の人数、氏名、旅費の支払状況が分かる資料として提出するものでございます。出張用務につきましては、鶏ふんや生ごみ等をバイオマス燃料としまして、化石燃料に頼らない資源として活用しながら、年間を通じて生産できる園芸施設の誘致を進めるなどを目的に視察に行ったものでございます。

人数は、4名でございまして、氏名は資料に掲載しているとおりでございます。

旅費につきましては、掲載のとおりでございしますが、出張行程や役職等により若干の違いが出ているというような内容となっております。

資料につきましては、出張復命書の提出も求められておりますが、現在その事業等に取り組んでいる企業の状況やそれぞれの事業内容、実際に取り組んでいる部分などを視察しに行ったというふうな状況から、これが当町の地域性や風土に合うものかという部分、それぞれの視点から分析、研究するために視察に行ったものでございます。そのようなことから、事業内容などは、政策的な側面もあるというふうなことから、今の段階では出張復命書の提出については控えさせていただきたいと思っております。

いずれ具体的に企業の誘致等の道筋が出ました時点で、議員の皆様にも報告させていただきますので、ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（大村 税君） 説明が終わりました。

要求者の山本委員。

○10番（山本幸男君） 3月4日、議会の開会中の視察でございましたが、今課長から

説明あったので、別に復命書にこだわりませんが、普通どこに、何の目的で行って、どのぐらいかかった、目的が達成されたか、されなかったかというふうなことは復命する、それを公開するというのは原則だと思います。その面では、額とか、その会社のどういう担当の人と面会して名刺を交換したかということは、そんなに隠すことでもないのではないかなと。僕らにすれば、期待するところもあって質問に立っているわけです。特にあの段階は、私は生ごみの事業、一旦3月で中止して、新たな生ごみの事業の展開、そういうので行ったかなと、そう理解しておりました。そんな面では、行ったメンバーは多岐にわたりまして、会計年度任用職員の野中勲君、それから協力隊、商工会と合わせて4名でございます。ずっと見せてもらいましたが、いずれ4人に合わせて、1人大体2万5,000円ぐらいで10万円、日帰りで10万円というのはもう高過ぎるのではないかなというふうな感じ。また、これを見ますと、町長がもらった金額よりも野中職員がもらった金額のほうが高い、まずプラスだというふうなこともいかなものか、どういう使い方をしているのかなと疑問を持つこと。それから、そういう重大な旅行であれば……

〔「旅行」「旅行でいいんじゃない。出張というのは旅行なんだもの」と言う者あり〕

○10番（山本幸男君） 旅行であれば、再生可能エネルギー推進室の会計年度任用職員がじゃあないというわけではないが、担当課長とか、それから正規の職員等が同行するというようなことが普通の状態ではないのかなと思ったりもして、この企画が突発的で、町民の期待に応えるものでなかったかのではないかと。その後、その成果がどんなもんだったか発表しないというのであれば意味がないのではないかなと、こう思ったりもしておりまして、資料の要求を3月の定例会からずっとやっておりましたので、今回中途半端な資料でございましたが、見せてもらってありがとうございます。実際復命書を多分町長辺りか誰かが出しておるとお思いますので、それも資料として議会に出してもらえればいいのかと、こう思っています。本当に行ってきたのかどうか。いずれ旅費の内容は、庁用車で皆で二戸まで行ったの。

○委員長（大村 税君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

旅費の額の違いということのお話でございますが、それぞれ新幹線を使いまして視察に行ったものでございますが、野中会計年度任用職員につきましては、現地に行く前にもう一か所視察する場所がございまして、そちらに立ち寄った後に、町長等と合流した場所に行ったというふうなことから、若干旅費の部分が增加になっているというふうな内容となっております。復命書等につきましても、視察をして提出あったものでございますが、先ほど申し上げましたとおり、様々企業名、あるいは今後事業内容等が確定した際には、皆様にお示ししたいというふうに考えてお

りますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（大村 税君） 山本委員。

○10番（山本幸男君） 野中職員があと1か所寄ったというのは、どこに寄ってきたのですか。その経路は、どこに寄って、それからそこに行って、その他の職員は町長と一緒に役場の庁用車で二戸まで行ってそこに行ったのか、その動きぐらいはいいでしょう。あとは、自治体と、それからその他の会社と違うのは、やっぱり自治体というのは、簡単に言えば透明でなければならない、透明性が重要だというふうなことから見れば、どこに行ったかというのは隠すことではないと。そうでなければ、実費で行くのならいいけれども、公費を使っていくことについては、透明性が求められると私は理解します。

○委員長（大村 税君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） どこに行ったかということでございますが、会計年度任用職員につきましては仙台市内で1か所視察先があったということで、市内の移動分の旅費が増加になりまして、町長以下の旅費と異なっているということになります。

それから、町長以下一緒の車ということではなくて、それぞれ新幹線で参りましたものですから、それぞれの旅費の計上となっております。

以上でございます。

○10番（山本幸男君） 仙台市内のどこですか。

○委員長（大村 税君） 総務課総括課長、梅木勝彦君、仙台市のどの企業に訪問したか。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） いずれ炭化施設、その施設先を見まして、石巻市の炭化施設を視察に行ったというふうな内容となっております。

○委員長（大村 税君） 江刺家委員。

○3番（江刺家静子君） この用務ですけれども、町長は旅行の用務……

〔何事か言う者あり〕

○3番（江刺家静子君） 石巻市に行った……

〔「資料の質疑ナンバー5」と言う者あり〕

○3番（江刺家静子君） 石巻市に日帰りで行ったのですよね。日帰りで行くの大変厳しかったかと思うのですが、町長の用務が会社の訪問となっております。会計年度任用職員の方は企業誘致に係る協議のため、すごく具体的なのです。ちょっと分かりませんが、違っているところ……、誘致に係る協議というところまでいっているのですか。

○委員長（大村 税君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） この命令の名称といいますか、書き方が若干不適切な部分があったのですが、いずれ視察に参ったというふうなものでございます。

○委員長（大村 税君） 中村委員。

○4番（中村正志君） 今これ資料として旅行命令票を提出されていますけれども、判こがない。これ普通は実際に使われたものをコピーとして、写しとして提出するべきものだと思うのですけれども、これ決裁がないのを提出されても、先ほど本当に行ったのかどうかと言われても、そういうことになるのではないですか。本来ならば、決裁したものがあって、それをコピーして写しという、ゴム印をつけて出すのが本当だと思うのですけれども、特別委員会ですので、その辺提出の仕方何か。

○委員長（大村 税君） 総務課総括課長、梅木勝彦君。

○総務課総括課長（梅木勝彦君） 中村委員おっしゃるとおり、大変申し訳ございませんでした。こちらにつきましては、システムから出したものを提出させていただいたものでございますので、ちゃんとした命令については存在しておりますので、あしたまでに準備をいたしまして、再度配布させていただきます。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 質疑なしと認めます。

次……

○10番（山本幸男君） あわせて、答弁で不備なところがありますので、不備なところがあったらいいのを出示してください。こちらの質問は目的が企業誘致であったとか違うものだから……

○委員長（大村 税君） 休憩します。

午後 2時37分 休憩

—————
午後 2時37分 再開

○委員長（大村 税君） 再開します。

町長、山本賢一君。

○町長（山本賢一君） お会いしたのは、炭化機械を造っているというか、一般廃棄物のごみとか、それから鶏ふんを炭化する機械を造っておる会社でございます。ちょっと会社名までは、先ほど課長が言ったように、この場で言えませんが、そこで非常に経費をかけないで、安くですね、いつかご説明したかもしれませんが、そういう機械を造っておるとこの社長とお会いしながら、今実際そのときは炭化する、こっちから持ち込んだいろいろなものを炭化していただいておったので、その経過をちょっと聞きながら。そして、その炭化した炭は、非常に安い燃料として十分使えるのではと私も期待がございましたから、そういった情報等を基に、石巻市のこちらに関心を持っていらっしゃる大型園芸施設の社長とお会いして、こういう情報もありますよと、そういうことで検討していただければ、非常にまた燃料費も軽

減したような形で進むのではないかというふうな、そういうふうなお話もしてまいりました。そういうことで、それはもう企業誘致につながってまいりますし、そういう形で出張してまいりました。

以上です。

○委員長（大村 税君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） なしということでございますので、最後は資料ナンバー 7 で、今日山本委員から……。

〔何事か言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 契約書について。

〔「交流駅は終わった」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） これは、配布でよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 以上……

○4 番（中村正志君） 全体の中で 1 つ質問してもいいですか、全体の中で。資料には関係がない。1 つだけ。

○委員長（大村 税君） 全体の……

○4 番（中村正志君） 総括的に。

○委員長（大村 税君） 議案……

○4 番（中村正志君） 議案ではないのだけれども、一般質問の中で出たので、私たち知らなかったことが出たから、それを確認したいのですけれども。当初予算で出たのがペケになったとかという話があったから。

○委員長（大村 税君） それでは、全般の総括ということで質疑を許します。

○4 番（中村正志君） 同僚議員の一般質問の中で出て、私もそのとき初めて知ったのですけれども、ライスセンターが補助金が採択されなかったというふうなことで、当初予算でそれこそ今年の、令和 3 年度の軽米町の予算の中では、非常に大きな予算で、事業の中でも目玉的な事業だなというふうに私たちも感じていたものですが、ライスセンター 2 億 8, 6 2 1 万円、まず J A が事業主体だとは思いますが、国からの補助金を町を通して補助するという、そのように理解していたわけです。強い農業担い手づくり総合支援事業補助金ですが、これは、事業そのものというよりも、何か事業が採択内示等がなく見込みがあるかないかというの、ある程度確約がなく予算措置すること自体がちょっと何か変だなというふうに私は思う。事業は大いにやってほしいなど。

ですから、こういうことをやるものだと思って我々も晴高小学校の跡地にやるということは、あそこをどのような形でやるのかなと思ったりして、一応注目してい

たわけです。あれは、あそこ太陽光の事務所があったりして、あれがいついなくなつてその事業に着手するのかなとかと、ある程度興味を持っていたのですけれども、ましてや私はライスセンターの向かいに住んでいる人間でございますので、ああ、ここが1年後に移転すれば環境が変わるなというふうなこともちょっと感じたりしていたわけです。非常にいいことだなと。

二戸市と軽米町と九戸村から共同出資してということだったようですけれども、何か話に聞くと、九戸村では予算措置しなかったという。軽米町だけがなぜ内示もない状況の中でそういうふうなのを当初予算に上げたのか。やはり当初予算でやれば、施政方針の中でも町長が今年はこの事業を2億何ぼかけてやりますよ、それを補助しますよというふうに言っているわけです。それが、何かまだ決まっていなくてやっていたということがちょっと疑問を感じるのが1つですけれども、まずそういうふうな形で、我々にも紹介というか、我々にもお話しして、我々がそれを、ああ、いいことだなと思って議決しているわけです、賛成しているわけです。それが駄目になったよというのを別なほうからも聞かなければならないという我々の立場というのは、果たして何なのかなという。やっぱりその辺の、大きな事業ですので、そういう事業がちょっと採択にならなかったから、ほかの事業を今模索して、何とか今年中にやるようにしたいとかなんとかと、この前何か課長が説明はしていたようですけれども、そういうのをもう少し別な場で事前に報告していただかなければ、ちょっと我々も立場がないのではないかなと思いますので、その2点のことについてちょっと、どういうわけでこういうふうになっていたのか、再度説明いただければと思います。

○委員長（大村 税君） 産業振興課総括課長、江刺家雅弘君。

○産業振興課総括課長（江刺家雅弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、本来の事業ですけれども、この事業につきましては全部で35ポイント制というふうな、何かポイント制の、正確にはちょっとポイント6だったか5だったかあれですけれども、いずれポイント制の事業だと。当初25ポイントで県と調整しながら計画書を作成したそうです。で、県の指導の下で、最大限生かせるポイントで申請しましょうということで、最大限生かせる分30ポイントを事業のメニューにして、それで東北の農政局とのヒアリングをして事業申請をしたと。残りの5ポイントくらいの追加のポイントですけれども、全国同じハードルの中のポイント制だそうです。JAの所長からも確認しましたがけれども、いずれ事業採択がなかったというのは、ヒアリングを受けた中で、いずれ私も今まで事業をやって初めてだなということであれしたのですが、その追加のポイントがこの東北地方では取れないようなポイントの中身だったそうです。いずれ南のほうであれば、追加のポイントで、30ポイントを上回って32とか33のポイントで申請できる。本来同じレ

ベルのポイント制で審査しなければ、同じ事業の中で申請して、片や30ポイント、片や32ポイント取れるのであれば、当然30ポイントしか取れない地区が一番不利ではないかということで、いずれ県なりの農政局なり、もう少しただしたほうがいいのではないかということは私も申し上げました。いずれ採択にならなかった理由は、若干のポイント制が足りなかったということで、県内2事業が不採択になったということだったそうでございます。

また、この内示を受けてということですがけれども、私もこの農林の事業は今回初めてですがけれども、道路なんかの事業なんかでも、内示というのは4月に入ってから内示が入ってきます、実際。その前段階、前年度の段階で事業の概算の要望だとか事業の申請書、あくまでも計画書を出して内示が来るのは、もう4月に入ってからになります。なので、本来は内示を受けて予算要求できれば一番ベストだと思うのですがけれども、なかなかそういった事業のシステムではないものだったのかなど考えております、すみませんけれども。なので、こういうふうな事態になったということでございます。

また、いずれ幾らかでも議員の皆様方にも周知したほうが良いということですがけれども、確かにそのとおりです。いずれ全く事業が採択にならないで、来年度に事業を繰り越すというのであれば、これは早急に報告しようかなと思っていましたけれども、私のほうもいずれJAも必死となって、もうとにかくやる姿勢でいるようでした。今年追加要望をとにかくその本年度中の事業採択を目指すということでしたので、当初予算措置をしていた予算の内容については変更がないものだというふうな、そういうふうなことの考え方もございまして、報告のほうはしなかったということでございますので、いずれその辺はおわび申し上げます。

いずれ一般質問でも説明しましたけれども、JAは本年度の追加の要望と、あと来年度のまた同じ事業の2つの事業採択に申請して、いずれ事業の着手を目指すということでしたので、お答えいたします。

○委員長（大村 税君） あと質疑ありませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（大村 税君） 以上で質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

これからまとめに入りますので、当局の退席を求めます。

〔当局退席〕

◎議案第1号から議案第4号の討論、採決

○委員長（大村 税君） それでは、まとめに入ります。

討論ありませんか。

○10番（山本幸男君） 反対。

- 委員長（大村 税君） 反対討論。
〔「どこさ反対だか聞いてもらう」と言う者あり〕
- 10番（山本幸男君） 補正予算、予備費。
〔何事か言う者あり〕
- 委員長（大村 税君） 3号の予備費についての反対ですね。
あとはありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕
- 委員長（大村 税君） なければ、採決に入ります。
採決は、反対者立ってください。
〔「何を採決するの」と言う者あり〕
- 委員長（大村 税君） 1号、2号までは……。
〔「3号さ。3号から採決してさ、3号除く議案
は全会一致でいかっつうの確認しないと。
2回に分けないと」と言う者あり〕
- 委員長（大村 税君） 3号について反対という、異議がございますので、先ほど予備
費に反対ということでございますので、反対の方は……
〔「賛成者を起立」と言う者あり〕
- 委員長（大村 税君） では、賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕
- 委員長（大村 税君） 賛成多数ですので可決しました。
あとは、全会一致……
〔何事か言う者あり〕
- 委員長（大村 税君） 議案第1号、2号、4号は一括採決をします。
全員賛成でよろしいですか。
〔「異議なし」と言う者あり〕
- 委員長（大村 税君） 全会一致ということでございます。それで3号については、反
対者がありましたけれども、賛成多数で可決と、こういたします。異議なしと認め、
よって委員長報告することがあれば……。
- 4番（中村正志君） 審議の中でも話ししましたけれども、いずれ町長はいろいろ変化
があったときには、随時政務報告なんかもう少し詳しく説明していただかないと分
からないと思いますので、説明してほしいということをお願いしてください。
- 委員長（大村 税君） 変化があった場合は、その都度……
〔何事か言う者あり〕
- 委員長（大村 税君） それでは、特記事項を添えて報告します。
-

◎閉会の宣告

○委員長（大村 税君） それでは、会議を閉じます。これをもって特別委員会を閉会といたします。ご苦勞さんでございました。

（午後 2時56分）